



平成26年 8 月 8 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 タ カ ラ ト ミ ー
代 表 者 名 代表取締役社長 富山 幹 太 郎
(コード番号 7867 東証第1部)

問 合 せ 先 取締役常務執行役員連結管理本部長 小島一洋
(電話番号 03-5654-1548)

米国における連邦集団訴訟の和解に関するお知らせ

当社の米国連結子会社 TOMY International, Inc. (以下、「TI」といいます。) に対し米国・カリフォルニア州連邦裁判所において提起されておりました、米国連邦法 Telephone Consumer Protection Act ※ (以下、「TCPA」といいます。) 違反の主張に基づく集団訴訟につき、下記のとおり平成 26 年 8 月 6 日 (米国カリフォルニア州時間) 付で原告側との間で和解契約に合意いたしました。今後、裁判所の仮承認及び本承認を得ることで、正式に和解が成立致します。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社が 2013 年 3 月期第 2 四半期以降、決算短信等および有価証券報告書等において記載してまいりましたとおり、特定の顧客に対して、TI 取扱商品に関する営業用ファックスを一方的に宣伝広告として送付した等の主張に基づき、2012 年 8 月 14 日に、Craftwood II, Inc から TCPA 違反に基づく集団訴訟が TI に対し提起され、TI は、TCPA 違反は成立しないことおよび集団訴訟の要件を満たしていないこと等を主張して争って参りましたが、2014 年 6 月 7 日より本件の解決に向けて原告側との間で調停手続に入っておりました。このたび、米国時間 2014 年 8 月 6 日 (日本時間 2014 年 8 月 7 日) に原告側との間で和解の内容につき合意いたしました。

※ 「Telephone Consumer Protection Act」: ファックスを媒体として一方的に営業用の広告を送りつける行為や、一定の Telemarketing 行為を禁止する法律

2. 和解の内容

当社は、和解金として 1,007 万 5,000 US ドル (1,029 百万円) を支払い、原告側は TI に対する全ての訴えを取り下げます。

3. 和解に応じた理由

TI としては一切の過失、不正行為又は責任を認めておりませんが、調停手続きの中で示された和解案を拒絶した場合、本件は裁判により解決されることとなる見込みが高いところ、弁護士等

の専門家の意見を踏まえて判断した結果、本件につき裁判による決着を図る場合に見込まれる費用と米国の集団訴訟固有のリスク、解決に要する期間、事業上の混乱等に鑑みると、現時点で和解による解決を図るほうが、当社グループにおける負担がはるかに小さく、和解に応じることが最善であるとの判断に至ったものであります。

4. 業績に与える影響

前述の和解金および和解に伴う諸費用の合計 1,061 万 9000US ドル（1,084 百万円）を平成 27 年 3 月期第 1 四半期において特別損失として計上いたします。今期の連結業績に与える影響については、本日別途適時開示いたしました「特別損失の計上、業績予想の修正に関するお知らせ」をご覧ください。

5. 今後の対応

当社は、海外子会社におけるコンプライアンス体制を一層充実・強化して参る所存です。特に当社グループにおいて海外事業を担う重要な子会社である TI につきましては、本件を契機に以下のような施策をとることを予定しております。

- Litigation Risk Management Committee（訴訟リスクマネジメント委員会）を設置し、外部法律事務所の協力も得ながら米国における法制度の変更及び裁判例の動向を注視し、適時に当社のコンプライアンス・ポリシーやトレーニングに反映する。
- 年に一度、当社マネジメントと共同で Enterprise Risk Management（事業リスクマネジメント）プロセスを検討し、必要に応じて見直しを行う。
- 年に一度、従業員に対してトレーニング・セッションを実施することにより、潜在的リスク、遵守すべき法令、判例、法令違反に起因する損害賠償及び罰則、これらに関する社内規則等に対する意識向上を図る。
- 従業員に法令遵守に関する同意書を締結させ、年次証明プロセスを確立する。
- 現在の内部統制機能を拡充し、潜在的リスクが高い事業活動項目に焦点を合わせた活動を行う。

以 上